

広島県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市音戸町早瀬三丁目六三三六番三地从先から 呉市倉橋町字平見山六八七八番九地先まで		四・五〇〇～二 二・五〇	二三八八・〇〇		
	一一・五〇〇 七二・二〇〇	一一・五〇〇 七二・二〇〇	二三八八・〇〇 二五八七・六〇	ダブルウェイ 一部拡幅 一部幅員減少 一般国道四八 七号と一部重 複	